

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和3年5月31日(月) 午前9時30分から午前10時2分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員 欠席：10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席17名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.8～No.9 2件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.1～No.3 3件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.36～No.41 6件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.802～No.804 3件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4001 1件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5005～No.5007 3件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.49～No.61 13件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.3 1件

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、19番樋口佐登子委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 8番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆277㎡について、原野になっております。 9番糸魚川地区の件ですが、南寺町2丁目地内の1筆56㎡について</p>

議長	<p>て、道路敷地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p>
水島係長	<p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p>
	<p>1番浦本、大和川地区の件ですが、中宿、梶屋敷地内の14筆3,192.89㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
	<p>2番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆2,756㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
	<p>3番磯部地区の件ですが、仙納、空熊新田地内の4筆2,282㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p>
水島係長	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p>
	<p>36番下早川地区の件ですが、東川原地内の1筆1,490㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p>
	<p>37番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆2,756㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p>
	<p>38番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆2,756㎡について、耕作に不便なため解約し、その後は休耕するものです。</p>
	<p>39番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆92㎡について、契約</p>

	<p>錯誤のため解約し、その後は他の方に譲渡するものです。</p> <p>40 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆92㎡について、契約錯誤のため解約し、その後は他の方に譲渡するものです。</p> <p>41 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆669㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長 6 番松澤委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>西海地区の件で補足させていただきます。高皿地区は数名が耕作していたのですが、用水かなりが傷んでおり、補修するにもかなりのお金がかかるということで休耕することになりました。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について></p> <p>報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>
水島係長	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>802 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆586㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、中野口公民館近くの場所です。隣接の田と段差があるため嵩上げを行うものです。</p> <p>803 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆228㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中野口線沿いの場所です。稲作に適さないため嵩上げし、畑として耕作するものです。</p> <p>804 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆86㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中野口線沿いの場所です。稲作に適さないため嵩上げし、畑として耕作するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 4001番青海地区の件ですが、須沢地内の2筆920㎡について、集合住宅用敷地のため転用したいものです。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道須沢南部環状線沿いの場所です。申請人は、賃貸住宅を経営するため申請地に集合住宅及び駐車場を建設したいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p>

議長	議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。
伊藤主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>5005 番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の2筆749㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線とえちごトキめき鉄道日本海ひすいラインに挟まれた場所です。譲受人は、えちご押上ひすい海岸駅利用者が利用できる駐車場として整備したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5006 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の2筆3,138㎡について、集合住宅用敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、市道港南明星線沿いの場所です。譲受人は、賃貸住宅を経営するため申請地に集合住宅及び駐車場を建設したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
	<p>5007 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆338㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道新舟出戸線沿い、大野保育園近くの場所です。譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	以上で、説明を終わります。
6 番松澤委員	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
	5006 番の件ですが、農業委員会で許可になっても、開発行為の許可が出ないこともあるのでしょうか。
伊藤主査	はい。開発行為の許可が出ないと当方としても許可は出しません。

水島係長	<p>また、3,000 m²を超える案件ですので審議会にも諮り、そこで反対意見等があれば許可が出せないということになります。</p> <p>現在、譲受人は都市政策課と事前協議を行っている最中ですが、内容的には難しい案件ではありませんので、都市政策課の許可と同時に許可も出すという段取りです。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 石曾根主査	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>49番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆1,316 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>50番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆1,120 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>51番下早川地区の件ですが、清水山、東川原地内の2筆2,124 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>52番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆2,303 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>53番大野地区の件ですが、大野地内の32筆18,540 m²について、更新するものです。</p> <p>54番大野地区の件ですが、大野地内の2筆687 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>55番大野地区の件ですが、大野地内の4筆1,326.81 m²について、更新するものです。</p> <p>56番根知地区の件ですが、上野地内の2筆3,987 m²について、借り受けて規模拡大、更新するものです。</p> <p>57番根知地区の件ですが、上野地内の2筆4,877 m²について、更新するものです。</p>

	<p>58 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆 669 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>59 番根知地区の件ですが、上野地内の2筆 1,975 m²について、更新するものです。</p> <p>60 番能生谷地区の件ですが、島道地内の2筆 1,962 m²について、借り受けて規模拡大するものです。</p> <p>61 番能生谷地区の件ですが、高倉、下倉地内の17筆 7,044.58 m²について、更新するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長 2 番片山委員</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>49 番の件ですが、規模拡大となっています。貸付人は市外在住ですが、自作していたのでしょうか。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>利用権設定により貸し付けていました。貸付期間満了時に元の耕作者と更新をせず、別の方と新規で設定をするものです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p>
<p>議長</p>	<p>議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
<p>石曽根主査</p>	<p>説明いたします。15 頁をご覧ください。</p> <p>3 番西海地区の件ですが、真木地内の10筆 10,222 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p>るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/30(水) 午前9:30～ 市民会館3階会議室
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>